

## 仙台市交通安全対策会議 議事録

|      |   |
|------|---|
| 開催日時 | 平成 31 年 3 月 26 日 (火) 14:00~15:10  |
| 開催場所 | 仙台市役所本庁舎 2 階 第 2 委員会室<br>(仙台市青葉区国分町 3 丁目 7 番 1 号)   |
| 出席委員 | 斎藤恵子委員、中村幹男委員、佐藤亮委員、岩間健二委員、鈴木恒子委員、針生真由美委員、千葉茂雄委員、中塙正志委員、小高睦委員、狩野好明委員、佐藤修子委員【計 11 名】   |
| 事務局  | 新妻生活安全安心部長、佐藤生活安全安心部参事、千葉自転車交通安全課長、尾形自転車交通安全課推進係長、自転車交通安全課担当 2 名  |
| 次第   | <ol style="list-style-type: none"><li>1 開会</li><li>2 会長挨拶</li><li>3 協議<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 仙台市自転車の安全利用に関する条例について</li></ol></li><li>4 報告<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 平成 31 年度仙台市交通安全市民運動実施要綱及び平成 31 年春の交通安全市民総ぐるみ運動仙台市実施要領について</li><li>(2) ビッグデータを活用した生活道路の安全対策について</li><li>(3) 通学路における交通安全確保への取組みについて</li><li>(4) 高齢者の交通事故対策について</li></ol></li><li>5 その他</li><li>6 閉会</li></ol> |

### 配布資料

- ・仙台市交通安全対策会議 次第
- ・資料 1-1 仙台市自転車の安全利用に関する条例（概要）
- ・資料 1-2 自転車安全利用条例に係る今後の主な取組み
- ・資料 2-1 平成 31 年度仙台市交通安全市民運動実施要綱
- ・資料 2-2 平成 31 年春の交通安全市民総ぐるみ運動仙台市実施要領
- ・資料 2-3 仙台市内の交通事故発生状況
- ・資料 3-1 ビッグデータを活用した生活道路の安全対策について
- ・資料 3-2 宮町地区の取組み
- ・資料 4-1 通学路における交通安全確保の取組みについて
- ・資料 4-2 通学路対策箇所図（例）
- ・資料 5 高齢者の交通事故対策について
- ・参考資料 仙台市自転車の安全利用に関する条例
- ・参考資料 仙台市自転車の安全利用に関する条例周知啓発チラシ
- ・参考資料 仙台市交通安全対策会議条例
- ・参考資料 仙台市交通安全対策会議運営要綱

## 1 開会

○尾形自転車交通安全課推進係長

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、仙台市交通安全対策会議を開催いたします。本来であれば、郡仙台市長が会長として議事を取り仕切るところでございますが、他の公務により出席が叶わないことを、開催に先立ちましてお詫び申し上げます。本会議の議事におきましては、会長からの指名により仙台市民局斎藤局長が代理を務めさせていただきます。はじめに斎藤局長よりご挨拶を申し上げます。

## 2 会長挨拶

○斎藤委員（会長代理）

仙台市市民局長の斎藤でございます。郡市長の代理という事でこちらの方の議事を進行させていただきます。はじめに、市長の方から会長挨拶という事でメッセージを受け取っておりますので、そちらの方をご披露させていただきたいと存じます。

本日はお忙しい中、仙台市交通安全対策会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より、本市の交通安全対策にご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

昨年一年間、平成30年中の本市における交通事故による24時間死者数は13人でございました。第10次の仙台市交通安全計画では、目標数を17人としておりましたので、これを下回る結果となりましたのは、皆様方の普段のお取組みの成果と承知をしておりまして、この場をお借りして御礼申し上げます。引き続き交通死亡事故ゼロを目指して、皆様方と連携のもと、取組みを進めて行きたいと考えております。

さて、本市では「仙台市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、本年1月に施行いたしました。

自転車は、子供からお年寄りまで気軽に利用できる交通手段であり、環境負荷がかからず、健康増進の効果もある乗り物として利用されており、国におきましても平成29年5月に自転車活用推進法を施行し、昨年6月には自転車活用推進計画が策定されたところでございます。

こうした動きの一方で、自転車利用の交通ルールが守られない、あるいは自転車が加害者となる重大な事故が発生し、社会問題化するなど、自転車利用者の交通ルールの遵守やマナーの向上対策など、自転車の安全な利用を推進していくことが求められております。

本市といたしましては、市や自転車利用者はもとより、関係機関・団体の皆様との連携のもと、自転車の安全利用に関する取組を進めながら、誰もが安全で安心して暮らせる街を実現していくと考えております。

本日は、委員の皆様から、幅広いご意見を頂戴できればと存じます。交通安全の一層の推進を期してご挨拶とさせていただきます。

平成31年3月26日 仙台市長 郡 和子

代読でございました。ご披露させていただきました。ありがとうございます。

○尾形自転車交通安全課推進係長

それでは会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。

(配付資料確認)

それでは、仙台市交通安全対策会議の委員の皆様をご紹介させていただきます。なお、「仙台市交通安全対策会議運営要綱」第3条第2項におきまして、代理者は委員とみなすこととなっております。

(委員紹介)

それでは、議事に入る前に、本日の会議の成立に関する件でございますが、本会議運営要綱第2条第2項の規定により、委員の半数以上にご出席いただいておりますことから、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、会議の開催主旨について簡単にご説明申し上げます。

本会議は、交通安全対策基本法の規定に基づき、仙台市交通安全対策会議条例を定め、設置しているものでございます。

所掌事務といたしまして、仙台市における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である仙台市交通安全計画を作成し、その実施を推進すること、また、本市の区域における、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策の実施を推進することとなっております。

本日は協議事項といたしまして、昨年10月に制定し、本年1月より施行となりました「仙台市自転車の安全利用に関する条例」及び、この条例に係る今後の施策実施予定についてご説明させていただきます。皆様には、今後実施する施策について、より効果的なものとするため、幅広いご意見をいただきたく存じます。

そのほか、報告事項が4件でございます。

まず、第10次仙台市交通安全計画に基づき、年間の交通安全の取組みを定めた平成31年度の仙台市交通安全市民運動実施要綱、及び、春の全国交通安全運動に合わせて実施する、平成31年春の交通安全市民総ぐるみ運動の実施要領についてご報告いたします。

次に、第10次仙台市交通安全計画に基づき、実際に取組んでいる施策のうち、ビッグデータを活用した生活道路の対策、通学路における交通安全確保の取組み、高齢者の交通事故対策、それぞれについてご報告させていただきます。

なお、会議の議事録を作成いたしますので、お手数ではございますが、皆様ご発言の際は、お近くのマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

それでは、ここからの議事進行につきましては、本会議運営要綱第2条第1項の規定に基づき、斎藤委員にお願いいたします。

○斎藤委員

それでは皆さま、しばしあつきあいいただければと思います。ここから議長を務めさせていただきます。

はじめに、会議の公開、非公開についてでございます。会議を公開するか否かは、会議の都度、これを決定することということになっております。この会議は、非公開とする理由が特段ございませんので、公開してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○斎藤委員

ありがとうございます。それでは、公開ということで進めさせていただきたいと存じます。

次に議事録についてでございますが、私のほうから会議録署名委員を指定することとなっております。今回は岩間委員（宮城県警察本部交通部交通企画課交通事故総合分析室長）と鈴木委員（仙台市交通安全母の会連合会会长）にお願いしたいと存じます。よろしいでしょうか。

(岩間委員・鈴木委員了承)

○斎藤委員

ありがとうございます。それでは岩間委員と鈴木委員にお願いしたいと思います。

それではさっそく協議に入っていきたいと思います。

### 3 協議

(1) 仙台市自転車の安全利用に関する条例について

○斎藤委員

協議事項といたしまして「(1)仙台市自転車の安全利用に関する条例について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○千葉自転車交通安全課長

それでは、A3版の資料1-1に基づきまして、条例の概要をご説明いたします。

はじめに、この条例の目的と、自転車の安全利用における基本理念でございます。

目的は、自転車の安全利用の推進及び促進について基本理念を定め、市や自転車利用者等の主体の責務を明確にすること、自転車の安全利用に関する施策の基本事項を定め、自転車の安全利用に関する施策の総合的な推進を図ることにより、市民等の交通安全の確保に資することとしております。

基本理念といたしましては、自転車の安全利用の推進および促進は、市民おひとりお一人が、道路交通法、その他の関係法令を遵守すること、交通事故を防止するよう留意すること、そして、互いに譲り合う精神を持つこと、また、市、その他の主体が自転車を安全に利用することができる環境づくりに努めることにより、安全で安心な街の実現を図るものといたしております。

次に、市、市民とその他の主体の責務でございます。仙台市内における自転車の安全利用を図るために市、市民等、自転車利用者等、各主体がそれぞれの立場で安全利用に向けた取組みを行うことが大切であり、そのような観点から各主体の責務を定めております。

まず、市の責務といたしまして、自転車の安全利用に関する教育や啓発等の実施の他、ヘルメット着用、定期的な点検整備の促進を定めております。

また、自転車利用者の責務といたしまして、法令順守はもとより、安全利用に必要な知識の習得、歩行者等への配慮、乗車用ヘルメットの着用、自転車の点検整備などを定めております。

この他、保護者や事業者、校長などについても、それぞれの自転車の安全利用に関する責務を定めております。

次に資料の右側をご覧ください。自転車損害賠償保険等への加入でございます。自転車事故の被害者救済の観点から、自転車利用者及び未成年者を監護する保護者につきましては、自転車損害賠償保険等に加入しなければならないこととしている他、市、学校の長が、自転車損害賠償保険等に関する情報提供等を行うこと等についても定め、保険への加入促進に努めてまいります。この保険に関する条例の規定につきましては、4月1日から施行となります。

この他、市長は自転車押し歩き推進区間の指定をできることや、市は道路交通環境の整備を促進するとともに、自転車の安全利用に係る計画を策定すること等を定めております。

以上が条例についての概要でございます。

続きまして、資料1-2「自転車の安全利用に関する今後の主な取組みについて」をご覧ください。

本市では、平成25年7月に策定した杜の都の自転車プランに基づき、自転車の安全利用に向けた取組みを推進してまいりました。

平成31年度につきましては、さらにこの条例の規定を踏まえた新たな施策を追加し、実施してまいりたいと考えておるところでございます。

1番目、段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、こちらは新規の取組みといたしまして、小学生、児童や高齢者を対象とした自転車安全利用講習会、並びに(3)の交通公園を活用した自転車交通安全教室を実施してまいりたいと考えております。

市民の皆さんに数多くご参加いただき、児童、高齢者を対象とした交通安全講習会においては座学になりますが、交通公園を活用した交通安全教室では実践を交えた交通安全教室を実施してまいりたいと考えております。

また、中学生、高校生に対するスクエアードストレイト方式の交通安全教室につきましては、実施校をさらに追加し、新年度は20校で開催する予定としております。

次に2番でございます。協働による効果的な交通安全活動の推進でございます。

引き続き、各区役所、地域の皆さんにおきまして、モデル地域を指定し取組みを進めてまいりたいと考えております。

また、街頭啓発といたしまして、各区、地域におきまして、各警察署、交通安全協会、交通指導隊や本日お集まりの関係団体の皆様と連携しながら、街頭啓発にも取組んでまいりたいと考えております。

3番目でございます。普及啓発活動の推進でございます。様々な機会を捉え、様々な広報媒体

を使って広報周知に努めてまいりたいと考えております。

市政だよりや、バスや地下鉄のステッカー掲出、また、ラジオを活用した広報なども実施しているところでございます。

また、条例を契機に、損害保険会社と連携協定を結ばせていただきましたので、代理店等を通じまして、保険の加入促進を働き掛ける他、各種イベント、昨年から開催しております自転車まつりなどを通じまして、楽しみながら交通ルールの周知に努めてまいりたいと考えております。

その他、4番目といたしましては、自転車の走行環境の整備ということで、矢羽根やピクトグラム、道路の路面表示等を行いながら、自転車の左側通行を促して参りたいと考えております。

簡単ではございますが、条例に関する説明は以上です。

#### ○斎藤局長

はい、ありがとうございます。ただ今事務局より条例についての説明がございました。自転車の安全利用の啓発等つきましては、宮城県警察でも取組まれておりますので、はじめにそちらを紹介いただいた上で、皆様からご意見を頂きたいと存じます。岩間様お願いいたします。

#### ○岩間委員

主に事故率の高い高校生を対象とした4項目について説明させていただきます。

まず1点目ですが、平成20年度に、県下24の警察署にて、それぞれ各署1校という事で高校生自転車利用マナーアップモデル校というのを発足しました。主に学校の生徒さんを主体として、主要交差点等で「自転車のルール、マナーを守りましょう」と呼びかけをする啓発活動を行っております。

2点目につきましては、自転車通学許可の高校に対して、それぞれ保険とか点検整備、防犯登録の有無等についての実態調査を行うとともに、これについてのさらなる推進を要請いたしました。ちなみに、自転車保険加入、点検整備、防犯登録については、義務と推奨も含めると9割近い調査結果となっております。推奨に関しては義務ではありませんので、まだ入ってないという部分も含まれます。意外と低かったのがヘルメットの着用率で3割弱という事でございます。

3点目につきましては、街頭活動を行う警察官が、それぞれ道路交通法に違反している自転車を認めた場合に、呼び止めて、警告書を発するというものです。特別罰則は無いのですが、例えば無灯火とか右側通行の自転車に対して、制服警察官が「待って下さい」と呼び止めて警告書を発します。ちなみに昨年は、24警察署で約2万1000件の警告書を発しております。特に多い学校につきましては、それぞれの高校や教育委員会の方に、警告書の発出状況等を通知しております。

4点目です。これは新企画ですが、FM仙台（DATE FM）を活用して、ラジオ番組で自転車の安全利用の注意喚起をいたします。これは、JA共済連宮城様からの協賛を得まして、4月から約3か月間行う予定でございますが、内容は2項目ございます。

1つ目は、番組そのものは交通安全に特化したものではないのですが、毎週木曜日に午後8時からの「飛び出せ高校生諸君」という番組の1コマにご協力いただき、県内34の高校に自転車安全利用に関する5・7・5の標語を募集し、この番組の合間に流してもらいます。募集を全て

終わった段階で、優秀作品、最優秀作品を選定しまして、FM仙台様のご協力をいただきまして、30回にわたりCMとして流してもらいます。ラジオを聞いた高校生の方が、自分も交通ルールやマナーを守ろうという注意喚起をすることが目的であります。

もう1つは4時からのFM仙台様の番組内で、県警であらかじめ用意した自転車安全利用に関する原稿を1分程度で読んでもらうということで、ラジオを聴いているドライバーさんにも自分もルールやマナーを守ろうとか、自転車に注意しようというような意識付けをすることが目的でござまして、その内容には「仙台市の自転車条例を知っていますか」という内容も含まれております。

以上4項目について主なところを述べさせていただきました。ありがとうございます。

○斎藤委員長

ありがとうございました。それでは、ただいま岩間委員からお話しいただきました宮城県警察の活動を踏まえまして、仙台市の今後の取組みに関して皆様からご意見等がございましたらお願いしたいと存じます。いかがでございましょうか。

今ご報告いただいた高校生を対象としたお取組み等、非常に効果的だなと思って聞いておりました。

(意見等なし)

皆様の方から、もし途中で思いつくようなことがございましたら、その時にまたご意見の方を賜ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは次第の報告に入らせていただきたいと存じます。

まず(1)平成31年度仙台市交通安全市民運動実施要綱及び平成31年春の交通安全市民総ぐみ運動仙台市実施要領についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

○千葉自転車交通安全課長

説明させていただきます。

第10次仙台市交通安全計画は、5年間の計画となっております。毎年、具体的な取組みとして要綱、要領を定めております。この要領、要綱の説明の前に、市内の交通事故の発生状況について説明したいと考えております。

資料2-3をご覧ください。1 第10次仙台市交通安全計画における目標と平成30年の実績でございます。先程もございましたが、計画では年間の24時間死者数を17人以下と定めておりますが、平成30年につきましては13人となり、目標を下回ったところでございます。さらにこれを下回れるように、取組みを進めてまいりたいと思います。

続いて2 本市における交通事故の発生件数及び死者数、傷者数の推移でございますが、平成21年以降減少傾向となっております。これは、ひとえに本日お集まりの皆様を始め、関係機関、関係団体の皆様の継続した取組みの結果と認識しております。今後も交通事故の無い社会の実現

へ向けて取組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、3の高齢者の交通事故発生状況の推移をご覧ください。高齢者の交通事故件数は減少しているものの、全体に占める割合は増加している傾向でございます。高齢者の交通安全対策につきましては、さらに取組みを進めて行く必要があると考えているところでございます。

このような状況を踏まえまして、資料2-1及び資料2-2の「平成31年度仙台市交通安全市民運動実施要綱」「平成31年春の交通安全市民総ぐるみ運動仙台市実施要領」を定めたところでございます。

この実施要綱、実施要領の策定にあたりましては、国、県のそれぞれの計画を踏まえ、本会議の幹事会の構成員の皆様にもご意見等をいただきながら作成したものでございます。

詳細につきましては省略させていただきますが、資料2-1第6をご覧ください。こちらは31\*年度の運動の重点でございます。1「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、2「自転車の安全利用の推進」、3「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」、4「飲酒運転の根絶」、5「横断歩道における歩行者優先の徹底と交通ルールの遵守」こちらを重点項目として掲げ、取組んでまいりたいと考えております。

次に資料2-2をご覧ください。こちらは春の交通安全運動の要領でございます。

例年春の交通安全運動は4月に開催されますが、平成31年は統一地方選挙の実施年となるため、5月11日から5月20日までと期間が変更となっております。しかしながら、4月につきましては小学生の新入学の時期となりますことから、新入学児童等の保護、見守り活動は大変重要な取組みと考えております。このことから、4月9日から18日までの10日間を「新入学児童等保護・誘導対策強化期間」と定め交通安全対策を推進していくものとしております。

簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

#### ○斎藤委員

ありがとうございました。ただ今事務局から平成31年度仙台市交通安全市民運動実施要綱及び平成31年春の交通安全市民総ぐるみ運動仙台市実施要領について説明がございました。ご質問等、何かございませんでしたでしょうか。

#### ○針生委員

仙台市PTA協議会の針生と申します。このチラシ等を拝見しておりましたが、最近すごくさわがれているのが、歩きながらスマホです。運転している側としては気を付けているのですけれども、スマホを操作していたり、イヤホンをしている歩行者は後ろから車が来ていたりしていても気がつきません。クラクションを鳴らしてもなかなか避けてくれないこともあります。

スマートホン利用のマナーを含め、そう言った部分の啓発もしてもらえばいいのかと思います。

要綱、要領についても、今の時代に合わせて、歩きながらのスマホに対する啓発も入れてほしいと感じておりました。

#### ○斎藤委員

ありがとうございました。今のご意見いかがでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

これまで交通安全対策と言いますと、車のドライバーとか、オートバイとか、あるいは自転車とか、全て歩行者の安全確保という視点で行っておりましたが、今お話をありましたように、歩行者自身がいわゆる道路交通法に定められております右側通行を守らなかつたり、横断歩道以外を横断していたり、スマートホン等の使用などのマナーを守らないために交通事故にあってしまうこともあります。こういった部分に関しまして、改めて、歩行者へ向けての情報提供や啓発について取組んでまいりたいと考えております。

○斎藤委員

針生委員、ありがとうございました。

他に皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(意見等なし)

それでは次に移させていただきたいと存じます。

(2)「ビッグデータを活用した生活道路の安全対策について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

○千葉自転車交通安全課長

それでは資料3-1に基づきまして説明をさせていただきます。全国的に交通事故による死者数は減少傾向にございますけれども、生活道路における死傷事故件数の減少割合は小さくなっていることから、国では生活道路の交通安全推進のため、ビッグデータを活用した安全対策が進められております。

ビッグデータとはETC2.0を掲載した車両の走行速度や経路情報、急発進や急ブレーキの発生等の情報を集めたものでございます。この情報を集積することで、急減速の発生地点や抜け道利用の状況等の潜在的な危険箇所を特定することができ、未然に対策を講じることができます。

本市では、平成28年3月に宮町地区を国土交通省の生活道路対策エリアに登録いたしました。国土交通省から提供を受けたビッグデータの分析結果や助言をもとに、地域の皆さんや警察等の関係者と連携して対策を検討し、速度抑制や抜け道利用抑制等の安全対策を道路管理者と交通管理者が実施しております。

宮町地区につきましては平成30年9月までに対策を完了し、今後は関係者の皆様にもご協力を頂きながら対策後のデータ分析などを行い、効果の検証をしていくこととしております。

また、今後の取組みといいたしましては、下の囲みの地区につきましても「生活道路対策エリア」として登録しており、今後具体的な取組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料3-2をご覧ください。こちらは、宮町地区における取組みでございます。1ページ目上は宮町地区の生活道路の状況でございます。下がデータ分析の結果となっております。宮町通線の交差点部で急ブレーキや急ハンドルが多く、抜け道利用の多い道路の交差点部で

は危険回避行動が多く発生していることがよく分かります。

次のページをご覧ください。

こちらは、上が現状で、問題、課題の部分でございます。下がそれに対する対策でございます。停止線が消えている、「止まれ」の標識が見にくいといった箇所につきましては、一時停止標識の大型化、停止線の引き直しにより一時停止の徹底を図りました。また、ポストコーンにより交差点部に狭窄を作ることで走行帯を狭くする対策を講じました。これは交差点部の速度抑制を促すものとなっております。

次のページをご覧ください。対策事例（2）といたしまして、車道幅を狭くしリブ付きの区画線にすることで歩行者の安全性の向上を図り、また、自動車が走りにくくすることにより、抜け道として利用しづらくする対策を講じております。

このような生活道路における交通安全対策につきましては、今後も引き続き関係機関、地域の皆様と課題を共有し対策を講じてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

#### ○斎藤委員

ありがとうございました。ただ今事務局から説明がございましたが、仙台市の取組みにつきまして、小高委員から加えてのご説明をお願いしたいと存じます。

#### ○小高委員

建設局長の小高でございます。日頃より本市の建設行政にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本事業を進めるにあたりましては、国土交通省、宮城県警察、並びに小学校、PTAなど地域の方々にもご協力をいただきおり重ねて御礼申し上げます。

ただ今事務局からご説明いただきましたように、本市では宮町地区を皮切りに、現在9つの地区についてこの事業の対象エリアとして国に登録しているところでございます。登録箇所は資料3-1の一番下の箱囲みの中に記載されてございます。

宮町地区に関しましては、我々道路管理者が行う対策に加えまして、宮城県警察様が対策エリア内のゾーン30の速度規制でございますとか、周辺幹線道路の信号機の現示調整を行っていただくなど、互いに連携して幹線道を走りやすくし、生活道路における抜け道利用や速度を抑制することなどにより、地域の方々が安全にご通行頂けるよう取組んでまいりました。

繰り返しになりますが、この事業は関係者との合意形成を図りながら進めて行く事業でございますことから、その調整等に一定程度時間がかかるものでございますが、より安全安心が確保できる取組みとなりますよう、宮町地区の対策効果も検証しながら、今後は順次他の地区でも取組んでまいりますので、関係者の皆様には引き続きご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

#### ○斎藤委員

ありがとうございます。

続きまして、ビッグデータを活用した生活道路の安全対策全般につきまして、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の中村副所長様からお願ひいたします。

#### ○中村委員

仙台河川国道事務所の副所長をしております中村でございます。仙台市におかれましては、生活道路の安全対策エリアとして、宮町地区を始めとして9箇所の登録を頂いておりましてありがとうございます。

私どもといたしましても、生活道路の安全性の向上を図るべく、PTA協議会様に直接出向かせていただきまして、情報を提供させていただいているところでございます。地域の方々、学校の関係者の皆様、保護者の皆様におかれましては、新たに安全対策が必要なエリア等がございましたら、当方にご相談いただければと思っております。

宮町地区の取組みについて若干補足させていただきますと、ビッグデータを解析することにより地域の方々の実感の検証にもなる場合がございます。地域の方々が実感として感じているところと、実際の危険性というのがデータ的にも確認できるものなのかどうかという事の検証です。

また、中身を掘り下すことにより対策の内容も明確になります。全ての対策をするというよりは、その箇所におきまして、例えば同じ交差点の上り下りでも上り側を中心に対策をした方が良いのではなどと、対策にメリハリをつけることも可能になってございます。

今後とも、登録されたエリアについては、現況の分析であるとか、疑似的助言などの支援をさせていただく予定でございますので、なんなりとご相談いただければと思いますし、仙台市を始め地域の住民の方々、警察様とも取組みを進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。以上です。

#### ○斎藤委員

ありがとうございました。それでは、この件に関しまして、委員の皆様から、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

今、中村委員から、生活実感としてとらえてきたところが、データとして表れており、そのことによって対策にメリハリをつけられるようになったというのは、大変すばらしいことではないかなと伺っておりました。

PTA協議会にも伺ってご説明もされているという事ですが、針生委員からご意見等ございませんでしたでしょうか。

#### ○針生委員

このビッグデータに関してはまだ周知されていない部分もあるのかと思いますが、本市の取組みとしてメリハリをつけて、早急に対策しなければいけないところが目に見えて分かりますので、こういった生活しやすい道路環境の整備は市民にとってもありがたい取組みだと思います。

こういった情報をより吸い上げられるような、周知の仕方を今後とも考慮しながら取組んでいくべきだと思っております。

○斎藤委員

ありがとうございました。取組みの周知の方法という事で、事務局の方で何かございますでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

市民局だけではなく、建設局と関係機関の皆様と連携しながら取組んでいくものでございますので、さらに情報の共有を図りながら推進をしてまいりたいと考えているところでございます。

○斎藤委員

ありがとうございました。

それでは次の報告、(3)「通学路における交通安全確保への取組みについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

○千葉自転車交通安全課長

こちらにつきましては、資料4-1に基づき説明させていただきます。

通学路における交通安全対策につきましては、平成24年に全国で通学中の児童に多数の死傷者がが出る交通事故が相次いだことから、文部科学省より、通学路における緊急合同点検を実施するよう通知が出されました。

本市におきましても、平成24年8月に、宮城県警察、区役所、国の道路管理者、学校、地域の皆様等と連携しながら緊急合同点検を実施したところでございます。

その後、本市といしましては、平成26年度から、計画的に通学路の安全点検を実施してきたところでございます。平成26年度から平成29年度にかけまして、学校の基本点検、合同点検を市内小学校区全てにおいて合同点検を実施して参りました。

平成30年度につきましても、改めて必要な小学校区において合同点検を実施しておるところでございます。

こちらにつきましては、今後も引き続き実施していく予定しております。

続きまして、資料4-2をご覧ください。こちらは、合同点検の具体的な例となっております。2つの学校の例を挙げているところでございますが、学校ごとに通学路の地図上に点検箇所を明示し、情報の共有を図っております。それぞれの地点のどんなところが危険なのか、それに対してどういう対策を講じるのかということを、本市の教育委員会のホームページの方で、すべての学校ごとに情報を表示しております。市民の皆様が、どなたでもホームページでそれぞれの学校の点検状況、並びにその対策の実施状況などを確認することができるようになっております。

1ページに戻っていただきたいと思います。このような形で、対策を講じているところでございますが、平成30年度につきましても29校で実施しており、今年度末で対策の箇所数または対策の内容についてまとめ、来年度公表することとしております。常に地域における交通事情は変化しておりますので、今後も計画的に通学路の安全確保につきまして、各関係機関の皆様と連携を図りながら、安全点検を実施してまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○斎藤委員

ありがとうございます。この件については、4名の皆様に加えてのご説明をお願いできればと思っております。

まず、教育局の方から、千葉総務企画部長の方からご説明ございましたらお願ひいたします。

○千葉委員

教育局の千葉でございます。

交通安全の確保という事で、通学路における点検の実施状況の概要や経過などについては、資料4-1の1番、2番に記載されている通りですが、その結果としまして、3番に安全対策の実施状況というのが表で取りまとまっています。こちらは平成30年3月31日現在の状況という事ですので、29年度の欄を見ていただきますと、対策必要箇所数が87箇所となっているのに対して、未完了箇所が36箇所ということでかなり数が多いように見えるわけでございますが、当年度中に対策が完了したところがどれだけかということですので、期間が短いこともあり、数が多くなっているという状況にございます。

点検そのものは、例年30校前後を合同点検実施しておりますので、26年度から29年度までの4年間でほぼ小学校区としては一巡をしたという事になっております。その中で26年度については初年度になるので、期間としては一番長く対策を講じる期間があるのではないかという事になるのですが、未完了が14箇所と数が多くなっております。これは、先ほど資料4-2で対策の内容が記されておりましたが、交通安全の指導などのソフト的な対策というのは、体制を整えて実施できるという事になりますが、例えば信号機を設置して欲しいというような要望ですか、歩道が狭いとか、道路自体を拡幅できないのかというようなハード的な対策というのは、簡単にできるものではない場合もありますので、そういう意味で未完了の箇所があるという状況にございます。

ただ、ハード的な対策が難しいと言つていますと、いつまでも完了しないのかということになります。今年度の通学路の安全推進の会議の中でもご意見を頂きまして、本来求められるベストな対策というのはハード的なものも含めてということになろうかと思うのですが、そうでない場合に次善、三善の対策というのをできないのかということも含めて考えていく必要があると考えております。それについては来年度の会議の中でそれぞれの関係機関でのお取組みですとか、対応策の検討状況などをご報告させていただくことにしております。

また、資料上には無いのですが、昨年5月に新潟におきまして、通学途中の児童が殺害されるという事件が起り、交通安全だけではなく、防犯の観点からも安全を確認すべきだということがありまして、昨年は防犯の観点からの緊急点検というのも実施しております。

交通安全の点検というのはこれまでと同様、来年度以降も取組みを継続していく予定であります、併せて、防犯の観点についても今年度やって終わりではないというふうに考えております。交通安全と防犯を併せて点検を実施し対策を講じていくことで対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○斎藤委員

ありがとうございます。それではお2人目といたしまして、交通指導隊の取組みにつきまして、狩野隊長からお願ひできますでしょうか。

○狩野委員

いつもお世話様でございます。仙台市中央地区交通指導隊の狩野と申します。

私たち、交通指導隊は各関係機関、団体の皆さんとともに市民の交通安全確保という立場から、月に定期立哨といたしまして1日、5日、15日、25日を安全日という形で定期立哨をさせていただいております。

主に小学校周辺に立ちまして、子供たちの安全のために地区ごとに色々、自転車の多い所とか歩行者が多い所とかございますので、地域の実情に則した交通安全指導を行っております。例えば、宮町地区では平成28年には自転車用道路が完成しましたが、もともと狭い道路に自転車の専用帯ができる、かえって危険だという声も周辺の皆さまからは聞こえております。ですから、例えばそこの交差点で信号待ちしている子供たちは、自転車の通る道をあけて下がって待つようにといった指導をするなど、各地区に合わせた取組みをしております。

交通指導隊は、おおよそ各交番所にひとつの分隊があって、それぞれの地区でそれぞれの道路事情に応じた活動を行っております。

以上でございます。

○斎藤委員

ありがとうございました。続きまして、学校側のお立場でという事で、佐藤校長先生からお願ひできますでしょうか。

○佐藤委員

八乙女中学校長の佐藤と申します。日頃よりお世話になっております。

学校といたしましては、委員会から指示指導を受けながら学校の基本点検、通学路の基本点検を行っているところでございます。

また、定期的に学区ごとに新年度、または長期の休み、夏休み、春休み、冬休み等に生徒指導の担当者を中心として、地域の健全育成地域ぐるみの委員さん等と一緒に各地域の中における通学路を実際に歩くことで、地区巡回の設定の中で確認をしあうといったことも行っているところでございます。

また、健全育成地域ぐるみの会議の中で、見落としやすい標識についてのご意見等も頂戴することがございました。地域の声として、児童生徒のみならず、高齢者の方にとって必要な話題等を挙げてもらいながら、標識の大型化などが即実行されたということは、大変有効な会議であったと思われます。

また、幼稚園から小学校に入ってきたばかりの子供たちに交通ルールを教えていく必要があることから、児童の新学期の挨拶運動を兼ね、小学校の方では4月の新年度初めに新1年生を対象

とした交通安全教室を実施しております。また、地域の方の挨拶運動パトロールの方を中心として見守り隊というところで、色々広く支援をいただき学校教育を支えていただいており、感謝申し上げます。

学校といたしましては、定期点検として実際に徒步を伴いながら、地域の方とともに点検をさせていただいているところでございます。

○斎藤委員

ありがとうございました。それでは保護者の立場というところで、針生副会長様お願いできま  
すでしょうか。

○針生委員

P T A側の登下校における安全確保というのは、現の保護者の皆様に共働きの家庭が増えている中で、まずは登校時における防犯を目的とした「守ろうデー」という事で、保護者の皆様に必ず立っていただくようなローテーションを組んで行っているところです。

一方、下校時となると、見守りに立てる現の保護者様は限られていますので、防犯のボランティアの登録を町内会の方たちにお願いしながら、世代を超えた連携としてみんなの目で子供を見守ろうという取組みも現在継続的に行っております。

先ほど校長先生がおっしゃったように、各学区内には健全育成地域ぐるみ委員という方々がいらっしゃいますので、そういった方々と一緒に危険箇所点検に取組みながら、今後の取組みとしては、どこが注意しなければいけない所なのかというのを、まず一箇所に吸い上げをして、様々な意見を集約して、各家庭の保護者の皆さんからお子さんに伝えられるような小冊子のようなものを学区内で配布しながら取組んでいこうかと考えているところです。

保護者だけでは成り立たない部分も、周りの地域の方の支えですか、会議の場で挙がった危険箇所等について、健全育成の方たちと連携しながら、写真を交えた小冊子等を作成し、子供も分かるように伝えていきたいと考えています。

以上です。

○斎藤委員

ありがとうございました。ただいま、複数の皆様方から、通学路における交通安全確保の取組みについてのお話を頂戴いたしました。必ずしも交通安全ばかりではない、様々な見守り活動などのお取組みについてのご報告を頂けたかと思います。

皆様の方から、ご質問、ご意見などがございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見等なし)

地域の皆様方のご協力、連携による子供の見守りということが、引き続き行われるとよろしいか、お話を伺って感じておりました。

では、続きまして、報告（4）「高齢者の交通事故対策について」事務局から説明をお願いいたします。

○千葉自転車交通安全課長

高齢者の交通事故対策につきまして、資料5に基づきご説明させていただきます。

先ほども申し上げました通り、高齢者の交通安全対策は重点項目の一つでございます。

まず、上の図をご覧ください。こちらは、本市における平成21年から平成30年までの交通事故による高齢者の死者数をまとめたものでございます。全体で76人という結果でございました。その内訳といたしまして、歩行中の事故によるものが36人、そのうち22人が横断歩道以外の場所を横断していたことによる歩行中の事故でございました。

また、警察庁が今年2月に発表した「平成30年における交通事故の特徴」によりますと、歩行中死者の7割が65歳以上で、そのうち約6割に法令違反があったという結果でございました。

こちらは、歩行者自身の法令順守が交通事故防止につながるという事が明らかになったと考えております。

このことから、高齢者の交通事故対策といたしまして、歩行中の事故防止を啓発、横断する時は横断歩道を渡ること、信号を守ることなど、法令遵守の啓発を行っていくことが重要だと考えております。

また、自動車乗用中の交通事故死者が23人と、歩行中の死者数に次いで多くなっております。

高齢運転者が安全に自動車の運転を続けられるよう、交通安全教育や広報・啓発を実施し、セーフティサポートカーの普及啓発を推進していくこと。また、運転の能力の低下を感じられたという方に対しましては、自動車運転免許証自主返納制度の周知を進める必要があると考えております。

このような状況を踏まえまして、2の本市の取組みについてでございます。

(1) が高齢者を対象とした交通安全教室の開催でございます。町内会等を会場に、本市の外郭団体でございます仙台ひと・まち交流財団におきまして、高齢者を対象とした交通安全教室を開催しております。この中では、加齢が交通行動に与える影響等の説明を行うほか、交通ルール遵守の大切さを伝え、交通安全の啓発を行っているところでございます。

また、裏面になります。(2) シルバードライバー講習会でございます。こちらは高齢ドライバーの交通事故防止への取組みとして、市内の自動車学校にご協力いただき、シルバードライバー講習会を開催しております。

宮城県警察から講師をお招きして、交通安全に係る講話や、セーフティサポートカーや運転免許証自主返納制度についてご説明いただいているほか、実車による運転診断や視力の測定を行い、日ごろの運転の確認や加齢による運転の変化を自覚することを目的としております。

このような取組みを継続し、高齢者の事故防止につなげてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○斎藤委員

ありがとうございました。ただ今の事務局からのご説明に対して、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(意見等なし)

それでは、本日の協議や報告、全体を通じての何かご意見、あるいは本日の議題に入っていない部分でも、交通安全に関するようなご質問等がございましたらお受けしたいと存じます。何か皆様の方からございませんでしょうか。

(意見等なし)

ありがとうございました。

それでは以上で交通安全対策会議の議事を終了させていただきたいと存じます。

○尾形自転車交通安全課推進係長

以上を持ちまして仙台市交通安全対策会議を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

議事録署名

仙台市交通安全対策会議委員 岩間 健二

仙台市交通安全対策会議委員 鈴木 恒子